

改正後	現 行
<p><u>ものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対象外とする。</u></p> <p><u>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</u></p> <p>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</p> <p>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものに対して就労継続支援A型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援A型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算</u></p>	<p>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</p> <p>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</p> <p>⑤ 初期加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した5日間、就労継続支援A型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。</p>	<p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑫ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑬ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</p> <p>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出</p> <p>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</p> <p>ウ $ア \div イ$により利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出</p> <p>⑭ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p>	<p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</p> <p>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出</p> <p>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</p> <p>ウ $ア \div イ$により利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出</p> <p>⑬ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。 なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や</p>	<p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑭の(一)から(五)までの規定を準用する。 なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や</p>

改正後	現 行
<p>能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑲ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>㉑ <u>集中的支援加算</u> <u>報酬告示第 13 の 14 の 5 集中的支援加算については、2 の(5)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、</p>	<p>能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑪の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、</p>

改正後	現行
<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p><u>四 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>ア <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて</p>	<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>ア <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B</p>

改正後	現 行
<p>利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針)(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(ウ) 就労継続支援B型サービス費(III)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)及び(II)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(V)及び就労継続支援B型サービス費(VI)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は</u></p>	<p>型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針)(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(III)及び就労継続支援B型サービス費(IV)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者</u></p>

改正後	現行
<p>施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(I)、<u>就労継続支援B型サービス費(II)</u>又は就労継続支援B型サービス費(III)を算定している場合を除く)。</p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(4) 就労継続支援B型サービス費(V)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。(就労継続支援B型サービス費(IV)を算定している場合を除く)</u></p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(VI)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(IV)又は(V)を算定している場合を除く)。</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法 <u>(昭和26年法律第45号)</u> 及び生活保護法 <u>(昭和25年法律第144号)</u> に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>エ <u>就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)及び就労継続支援B型サービス費(III)</u>における前年</p>	<p>に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(II)を算定している場合を除く)。</p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(III)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(4) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(III)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>エ 就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)における前年度の平均工賃月額、以下の方法で</p>

改正後	現 行
<p>度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。</u></p> <p>(7) <u>前年度における工賃支払総額を算出する。</u></p>	<p>算出すること。</p> <p>(7) <u>前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</u></p> <p><u>ただし、以下の場合には、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> ・ <u>人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> (例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月

改正後	現 行
<p>(イ) <u>前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出</u> <u>(算定式) 前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数</u></p> <p>(ウ) <u>前年度における工賃支払総額 (ア) ÷ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数 (イ) ÷ 12 月により、1 人当たり平均工賃月額を算出</u></p>	<p><u>49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3 月 50 人の場合は、となる。)</u></p> <p>(イ) <u>前年度に支払った工賃総額を算出する。</u> <u>ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃</u> ・ <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃</u> ・ <u>人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃</u> <p>(ウ) <u>(イ) ÷ (ア) により 1 人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。</u></p>

改正後	現 行
<p>ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、<u>上記により</u>算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B 型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援 B 型事業所のうち、8 割の就労継続支援 B 型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、<u>従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。</u></p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法 <u>(昭和 22 年法律第 118 号)</u> 適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 <p>(二) 就労継続支援 B 型サービス費の区分の届出について 就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原</p>	<p>ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、<u>(イ) ÷ (ア)</u>により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B 型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援 B 型事業所のうち、8 割の就労継続支援 B 型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 <p>(二) 就労継続支援 B 型サービス費の区分の届出について 就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原</p>

改正後	現 行
<p>則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>のいずれかの区分を届け出た後は、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(例えば<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>から<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>への変更等は除く。))</p> <p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービスの算定について</p> <p>報酬告示第14の1の<u>注9</u>については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B</p>	<p>則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>)又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>)のいずれかの区分を届け出た後は、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>)又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>)との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)から<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>から<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>から<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>)は除く。))</p> <p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービスの算定について</p> <p>報酬告示第14の1の<u>注6の2</u>については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度</p>

改正後	現 行
<p>型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p>(四) <u>利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</u> <u>利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>ア ここであいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u> <u>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。</u> <u>ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p>	<p>の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p>(四) <u>令和5年度における就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)の算定について</u> <u>令和5年度における就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)の算定に係る平均工賃月額の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</u> <u>なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u> <u>ア 令和4年度</u> <u>イ 令和元年度</u> <u>ウ 平成30年度</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p><u>⑤ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (一) 報酬告示第 14 の 3 のイの就労移行支援体制加算(Ⅰ)及びロの就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、<u>就労継続支援 B 型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援 B 型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅲ)</u>を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援 B 型事業所等において指定就労継続支援 B 型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援 B 型等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具</u></p>	<p>報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (一) 報酬告示第 13 の 3 のイの就労移行支援体制加算(Ⅰ)及びロの就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援 B 型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅱ)を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

改正後	現行
<p><u>体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u></p> <p><u>また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(二) 報酬告示<u>第14の3</u>のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u></p>	<p>(二) 報酬告示<u>第13の3</u>のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

改正後	現行
<p><u>また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月)<u>(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後から6月)</u>)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月)</u> に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和5年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和6年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就</u></p>	<p>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和2年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和3年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p>

改正後	現 行
<p><u>労継続支援B型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。</u></p> <p>⑤ 就労移行連携加算について 報酬告示第14の3の2の就労移行連携加算については、3の(4)の⑤の規定を準用する。<u>通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対象外とする。</u></p> <p><u>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</u></p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援B型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援B型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の</u></p>	<p>⑤ 就労移行連携加算について 報酬告示第14の3の2の就労移行連携加算については、3の(4)の④の規定を準用する。</p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p><u>内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した 5 日間、就労継続支援 B 型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の 2 のピアサポート実施加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (IV)、就労継続支援 B 型サービス費 (V) 又は就労継続支援 B 型サービス費 (VI) を算定している就労継続支</u></p>	<p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて <u>(ハ) 報酬告示第 14 の 8 の 2 のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援 B 型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産</u></p>

改正後	現 行
<p><u>援B型事業所において加算するものであり、算定の要件等については、3の(1)の③の規定を準用する。</u></p>	<p><u>活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。</u></p> <p><u>イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。</u></p> <p><u>(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この①において「障害者等」という。)</u></p> <p><u>(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者</u></p> <p><u>ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p><u>(二) 研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>る。</u></p> <p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p>(三) <u>障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。</u></p> <p>ア <u>身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p>イ <u>知的障害者</u> <u>(ア) 療育手帳</u> <u>(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p>ウ <u>精神障害者</u> <u>以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>(ア) 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</u></p> <p><u>(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p><u>(エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</u></p> <p><u>(オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</u></p> <p><u>エ 難病等対象者</u></p> <p><u>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p><u>オ その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>四 配置する従業者の職種等</u></p> <p><u>ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者</u> <u>と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援 B 型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であ</u></p>